官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○古山船舶通航信号所に関する告示を廃止する告示（海上保安庁一）　二
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務一）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一）　二
○関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件（財務一）　二
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一）　二
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同二）　三
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する件（特許庁一）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局一）　六
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の確認検査業務廃止の件（同二）　六
○道路に関する件（中部地方整備局一）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委一）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委一）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委一）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委一）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（大阪府公安委一）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委二）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（鳥取県公安委一）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（島根県公安委一）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岡山県公安委一）　七
〔国会事項〕
内閣　八
〔人事異動〕
内閣　一〇
〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（岡山労働局最低賃金公示一）　一〇
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇
〔公告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者の営業所の所在地の確知等関係　一〇
裁判所
失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一〇
会社その他　一〇

法規的告示

○海上保安庁告示第一号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定に基づき、古山船舶通航信号所に関する告示を廃止する告示を次のように定め、令和八年一月三十日から施行する。

令和八年一月五日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

古山船舶通航信号所に関する告示を廃止する告示

古山船舶通航信号所に関する告示（平成十五年海上保安庁告示第百八十六号）は、廃止する。

その他告示

○総務省告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月五日

総務大臣　林　芳正

一　名称	令和七年度地対艦誘導弾年次射撃（国外）参加部隊
二　国外派遣期間	令和八年一月六日から令和八年三月五日まで
三　派遣人数（概数）	百五十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国カリフォルニア州

○法務省告示第一号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年一月五日

法務大臣　平口　洋

名古屋法務局所属

朝日　貴浩

○財務省告示第一号

関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、令和八年二月一日から適用する。

令和八年一月五日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する税関官署は、次の各号に掲げる税関官署とし、平成二十一年二月十六日から適用する。	関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する税関官署は、次の各号に掲げる税関官署とし、平成二十一年二月十六日から適用する。
関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。 ［一～二十一　略］ ［号を削る。］ 二十二　［略］ 二十三　［略］ 二十四　［略］ 二十五　［略］ 二十六　［略］ 二十七　［略］ 二十八　［略］ 二十九　［略］ 三十　［略］ 三十一　［略］ 三十二　［略］ 三十三　［略］ 三十四　［略］ 三十五　［略］ 三十六　［略］ 三十七　［略］ 三十八　［略］ 三十九　［略］ 四十　［略］	なお、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。 ［一～二十一　略］ ［号を削る。］ 二十二　［略］ 二十三　［略］ 二十四　［略］ 二十五　［略］ 二十六　［略］ 二十七　［略］ 二十八　［略］ 二十九　［略］ 三十　［略］ 三十一　［略］ 三十二　［略］ 三十三　［略］ 三十四　［略］ 三十五　［略］ 三十六　［略］ 三十七　［略］ 三十八　［略］ 三十九　［略］ 四十　［略］
備考　表中の「　」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○農林水産省告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

なお、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。 ［一～二十一　同上］	なお、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。 ［一～二十一　同上］
二十二　大阪税関国際博覧会出張所 二十三　［同上］ 二十四　［同上］ 二十五　［同上］ 二十六　［同上］ 二十七　［同上］ 二十八　［同上］ 二十九　［同上］ 三十　［同上］ 三十一　［同上］ 三十二　［同上］ 三十三　［同上］ 三十四　［同上］ 三十五　［同上］ 三十六　［同上］ 三十七　［同上］ 三十八　［同上］ 三十九　［同上］ 四十　［同上］ 四十一　［同上］	二十二 二十三　［同上］ 二十四　［同上］ 二十五　［同上］ 二十六　［同上］ 二十七　［同上］ 二十八　［同上］ 二十九　［同上］ 三十　［同上］ 三十一　［同上］ 三十二　［同上］ 三十三　［同上］ 三十四　［同上］ 三十五　［同上］ 三十六　［同上］ 三十七　［同上］ 三十八　［同上］ 三十九　［同上］ 四十　［同上］ 四十一　［同上］

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一～二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分／大臣管理漁獲可能量 （略）／（略） まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業／6,700 （略）／（略） 第二～第十一　（略）	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一～二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分／大臣管理漁獲可能量 （略）／（略） まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業／5,700 （略）／（略） 第二～第十一　（略）

○農林水産省告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千二百五十二号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,218.0トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県／都道府県別漁獲可能量 北海道／164.4 青森県／347.7 岩手県／109.6 宮城県／63.8 秋田県／57.0 山形県／25.9 福島県／34.1 茨城県／47.9 千葉県／103.8 東京都／13.9 神奈川県／61.8 新潟県／126.5 富山県／141.4	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,227.0トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県／都道府県別漁獲可能量 北海道／164.4 青森県／347.7 岩手県／109.6 宮城県／63.8 秋田県／57.0 山形県／25.9 福島県／34.1 茨城県／47.9 千葉県／103.8 東京都／13.9 神奈川県／61.8 新潟県／126.5 富山県／141.4

石川県	126.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	134.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	17.6
佐賀県	11.9
長崎県	912.3
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

石川県	126.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	134.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	17.6
佐賀県	11.9
長崎県	921.3
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	833.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,142.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	564.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	86.3
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	833.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,129.4トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	564.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	86.3
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4

東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	161.2
富山県	35.8
石川県	68.0
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	48.3
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	54.0
佐賀県	31.6
長崎県	424.2
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	161.2
富山県	35.8
石川県	68.0
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	48.3
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	54.0
佐賀県	31.6
長崎県	409.8
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,032.1
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,032.1
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

○特許庁告示第一号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社ＡＩＲＩから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月五日

特許庁長官　河西　康之

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の名称及び所在地
第６号	株式会社ＡＩＲＩ	（本社） 東京都港区高輪一丁目３番１３号
第１５号		（目黒支所） 東京都品川区上大崎三丁目３番１号
第２３号		（横浜支所） 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目６番地１
第２５号		（京都支所） 京都府京都市中央区車屋町通御池下る梅屋町３５８番地
第３６号		（大阪支所） 大阪府大阪市中央区北浜二丁目２番２２号
第４２号		（名古屋支所） 愛知県名古屋市中村区並木二丁目１８２番地
第４６号		（つくば支所） 茨城県つくば市東新井３番地４
第５６号		

○関東地方整備局告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　府中都市計画道路事業三・四・三号狛江国立線

三　事業施行期間　自令和八年一月五日至令和二十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都府中市是政三丁目、是政六丁目、矢崎町三丁目、矢崎町四丁目、南町一丁目及び南町六丁目地内

使用の部分　東京都府中市是政六丁目地内

○関東地方整備局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関について、同法第七十七条の三十四第一項の規定により、確認検査の業務を廃止する旨の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年一月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

指定番号	指定確認検査機関の名称	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定の区分	業務区域	廃止年月日
二十八	株式会社ＹＫＳ確認検査機構	山梨県甲府市城東四丁目二番三号	省令第十五条各号に掲げる区分	埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県及び長野県の全域	令和七年十二月十五日

○中部地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月五日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十五号

(三)　道路の区域

区間　豊田市篠原町上田中一番一から同市篠原町上田中二番一まで

変更前　敷地の幅員　延長　前　一二・二四メートル　一二・六二キロメートル

変更後別　後　一二・二四メートル　一五・八八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○岐阜県公安委員会告示第一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月五日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年四月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前　指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年四月六日まで

○愛知県公安委員会告示第一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月五日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年四月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前　指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年四月六日まで

○三重県公安委員会告示第一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月五日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年四月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年四月六日まで

○京都府公安委員会告示第一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月五日

京都府公安委員会委員長　池坊　由紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年四月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年四月六日まで

○大阪府公安委員会告示第一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月五日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年四月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年四月六日まで

○兵庫県公安委員会告示第二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月五日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年四月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年四月六日まで

○鳥取県公安委員会告示第一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月五日

鳥取県公安委員会委員長　久本　雅義

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年四月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年四月六日まで

○島根県公安委員会告示第一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月五日

島根県公安委員会委員長　錦田　剛志

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年四月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年四月六日まで

○岡山県公安委員会告示第一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月五日

岡山県公安委員会委員長　大土　弘

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年四月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年四月六日まで

国会事項

衆議院

答弁書受領

七年十二月二十三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員屋良朝博提出沖縄の自主性の尊重及び自立的発展と沖縄振興予算等現行の沖縄振興策の諸制度に関する質問に対する答弁書
衆議院議員屋良朝博提出八重山圏域における情報通信インフラ整備に関する質問に対する答弁書
衆議院議員屋良朝博提出所有者不明農地対策に係る農業委員会への支援に関する質問に対する答弁書
衆議院議員屋良朝博提出最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化に向けた取組に関する質問に対する答弁書
衆議院議員上村英明提出ウォーターＰＰＰ等の推進における問題点に関する質問に対する答弁書
衆議院議員上村英明提出永住者の在留資格の取消し等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員上村英明提出「不法滞在者」という呼称の使用等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阪口**直**人提出陸上自衛隊祝園分屯地の弾薬庫増設に関する質問に対する答弁書
衆議院議員青山大人提出地域医療の危機的状況と現場からの改善提案に関する質問に対する答弁書
衆議院議員竹上裕子提出教科書検定基準にある近隣諸国条項削除に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中谷一馬提出デジタル行政に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中谷一馬提出キャッシュレス決済に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中谷一馬提出ＷＥＢ３時代の金融インフラに関する質問に対する答弁書
衆議院議員中谷一馬提出偽広告等を利用したＳＮＳ型投資詐欺に対する注意喚起の改善に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出北朝鮮の人権状況に関する国連報告書及び拉致問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出中国への渡航危険情報の見直しに関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出中国総領事館による虚偽情報拡散に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出香港行政長官の銀行口座凍結に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出ソウル日本大使館前の慰安婦像の撤去に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出法務大臣による欧州の社会統合失敗発言に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出領空侵犯した無人機の撃墜に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出成年後見制度における本人の意思尊重と制度利用者の手続保障の確保に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出成年後見制度における後見人の資質向上及び監督体制の強化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出成年後見制度における後見人の報酬決定の透明性の確保と財産権の保護に関する質問に対する答弁書
衆議院議員河村たかし提出「お米券」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員河村たかし提出国会議員の世襲に対する高市早苗内閣総理大臣の見解に関する質問に対する答弁書
衆議院議員岡本充功提出胎児と母体との関係に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阪口**直**人提出パレスチナ国家承認問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員杉村慎治提出科学技術関係予算に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阪口**直**人提出香害及び化学物質過敏症対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員福田玄提出中央社会保険医療協議会における処方箋料にかかる議論に関する質問に対する答弁書
衆議院議員福田玄提出中央社会保険医療協議会薬価専門部会における安川健司会長の見解に関する質問に対する答弁書
衆議院議員**八**幡愛提出古本文化の価値及び持続可能性確保に関する質問に対する答弁書
衆議院議員杉村慎治提出科学技術分野における国際協力に関する質問に対する答弁書
衆議院議員宮川伸提出柏崎刈羽原子力発電所の複合災害時などにおける住民避難等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員宮川伸提出柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる不適切な文書管理案件に関する質問に対する答弁書
衆議院議員たがや亮提出古代王権は男系・女系の両方が機能する双系であったとの歴史学説と高市早苗総理大臣の皇位継承についての考え方に関する質問に対する答弁書
衆議院議員大石あきこ提出新型コロナワクチンの安全性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出いわゆる電動キックボードの安全に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出中国資本の影響下にある火葬場の附帯料金に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出テーザーガンの試験導入と地域警察官の装備資機材に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出公道カートの集団走行に関する質問に対する答弁書
衆議院議員江田憲司提出高市内閣における「財政規律」のあり方に関する質問に対する答弁書
衆議院議員江田憲司提出超大企業への不公平な優遇税制に関する質問に対する答弁書
衆議院議員江田憲司提出外貨準備の為替差益（含み益）の国民への還元に関する質問に対する答弁書
衆議院議員江田憲司提出日本の財政とトラス政権、ギリシャとの比較に関する質問に対する答弁書
衆議院議員江田憲司提出いわゆる「一億円の壁」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎提出海洋の科学的調査等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周提出いわゆる年収の壁に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周提出財政余力に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松尾明弘提出物価変動等の経済情勢の変化を踏まえた法人税の軽減税率及び相続税の非課税限度額の見直しに関する質問に対する答弁書
衆議院議員**櫛**渕万里提出非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員田村貴昭提出旧共済年金受給者で退職後に厚生年金に加入した者の年金受給権の保障に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭提出年間最大八千億円超の残薬に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緑川貴士提出持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営の支援等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員酒井なつみ提出出産費用の自己負担無償化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員酒井なつみ提出専門的支援が必要な障害児等（医療的ケア児者）への支援に関する質問に対する答弁書
衆議院議員酒井なつみ提出アピアランスケアにかかる支援に関する質問に対する答弁書
衆議院議員五十嵐えり提出ダウンロード形式のゲーム収集・保存に関する質問に対する答弁書
衆議院議員五十嵐えり提出善福寺川上流地下調節池整備事業の費用便益比に関する質問に対する答弁書
衆議院議員五十嵐えり提出二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問に対する答弁書
衆議院議員橋本幹彦提出政治活動の自由と屋外広告物条例に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員津村啓介提出中央省庁の働き方改革と国会業務との関係および公文書の取扱いなどに関する答弁書

報告書受領

七年十二月二十三日内閣から次の報告書を受領した。

サイバーセキュリティ基本法第十二条第五項において準用する同条第四項の規定に基づくサイバーセキュリティ戦略の変更の報告

参議院

答弁書受領

七年十二月十九日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員齊藤健一郎提出ディープフェイク広告対策に関する質問に対する答弁書（第六一号）
参議院議員高良沙哉提出米軍関係者による犯罪に係る通報手続及び再発防止対策に関する質問に対する答弁書（第六二号）
参議院議員高良沙哉提出高市内閣総理大臣の所信表明演説における外交・安全保障に係る発言に関する質問に対する答弁書（第六三号）
参議院議員ラサール石井提出大阪・関西万博における工事費等の未払被害等の救済及び責任糾明に関する質問に対する答弁書（第六四号）
参議院議員ラサール石井提出ミャンマー軍事政権が引き起こす人道問題への我が国の対応に関する質問に対する答弁書（第六五号）
また、七年十二月二十三日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員山本太郎提出原子力災害対策指針における屋内退避の運用に関する質問に対する答弁書（第六六号）

参議院議員山本太郎提出原子力防災に係る緊急時対応の了承取消し等に関する質問に対する答弁書（第六七号）
参議院議員山本太郎提出竹中平蔵氏の叙勲に関する質問に対する答弁書（第六八号）
参議院議員山本太郎提出福島第一原子力発電所に係る政令改正の影響に関する質問に対する答弁書（第六九号）
参議院議員山本太郎提出台風被害を受けた八丈島の事業再建支援に関する質問に対する答弁書（第七〇号）

通知書受領

七年十二月二十三日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の回会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出公用車に搭載されたカーナビのＮＨＫ受信料に関する再質問（第七一号）（答弁することができる期限　七年十二月二十六日）
参議院議員伊勢崎賢治提出ミャンマー国民和解担当日本政府代表の国民和解における実績に関する質問（第七二号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員ラサール石井提出難民認定を受けたトランスジェンダー当事者の在留カードの性別記載変更に関する質問（第七三号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員ラサール石井提出高市政権の外国人政策の在り方等に関する質問（第七四号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員福島みずほ提出ネットオークションにおけるアイヌ民族の戸籍簿の売買に関する質問（第七五号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員百田尚樹提出医師の応招義務及び不法滞在の外国人の医療費支払等に関する再質問（第七六号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員百田尚樹提出生活保護費に関する質問（第七七号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員百田尚樹提出帰化の許可及び永住許可の要件厳格化に関する質問（第七八号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員辻元清美提出原子力潜水艦の保有及び非核三原則に関する質問（第七九号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員仁比聡平提出佐賀県警におけるＤＮＡ型鑑定に係る不正行為に関する質問（第八〇号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員牧山ひろえ提出マイナ保険証への一本化に係る準備状況等に関する質問（第八一号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員牧山ひろえ提出マイナ保険証への一本化に係るトラブル及び保険証の切替えが困難な国民に対する支援措置に関する質問（第八二号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員牧山ひろえ提出被害者手帳導入の政策目的及び制度設計に関する質問（第八三号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員牧山ひろえ提出被害者手帳導入時の実効性の確保策等に関する質問（第八四号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員牧山ひろえ提出子どもからのＳＯＳを聞き逃さない仕組みに関する質問（第八五号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員牧山ひろえ提出スルガ銀行不正融資問題の早期解決に関する質問（第八六号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員牧山ひろえ提出インボイス制度の負担軽減措置等の柔軟な運用に関する質問（第八七号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員小西洋之提出存立危機事態が「平素」であるとする政府答弁に関する質問（第八八号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員小西洋之提出存立危機事態において我が国が我が国と密接な関係にある他国の同意を得て武力行使をすることに関する質問（第八九号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員小西洋之提出日中平和友好条約に規定する「武力に訴えないこと」に関する質問（第九〇号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員小西洋之提出高市早苗内閣総理大臣の言う「台湾有事」に係る「存立危機事態」における中国の我が国に対する反撃又は報復攻撃に関する質問（第九一号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員小西洋之提出高市総理の言う「台湾有事」の存立危機事態における「我が国と密接な関係にある他国」の意味等に関する質問（第九二号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員小西洋之提出高市総理の言う「台湾有事」に係る「どう考えても存立危機事態になり得るケース」の趣旨等に関する質問（第九三号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員小西洋之提出存立危機事態の要件該当性を判断するに当たっての「戦禍」及び「国民が被ることとなる犠牲」に関する質問（第九四号）（同　七年十二月二十六日）
参議院議員小西洋之提出国光あやの外務副大臣による小西洋之参議院議員への質問通告に係る事実無根の誹謗中傷による名誉毀損行為に関する質問（第九五号）（同　七年十二月二十六日）

報告書受領

七年十二月十九日内閣から、再犯の防止等の推進に関する法律第十条の規定に基づく「令和六年度再犯の防止等に関する施策」に関する報告を受領した。

また、七年十二月二十三日内閣から、サイバーセキュリティ基本法第十二条第五項において準用する同条第四項の規定に基づくサイバーセキュリティ戦略の変更の報告を受領した。

辞令

（警務部長）参議院参事　三瓶　朋秀
参議院常任委員会専門員に任ずる
内閣委員会調査室長を命ずる
（庶務部長）同　光地　壱朗
議事部長を命ずる　（管理部長）同　松下　和史
庶務部長を命ずる　（記録部長）同　森　黒土
国際部長を命ずる　（庶務部副部長）同　加來　賢一
記録部長を命ずる
記録部副部長兼務を解く　（企画調整室次長）参議院常任委員会調査員　富士　由將
参議院参事に任ずる
警務部長を命ずる　（委員部副部長）参議院参事　鶴岡　貴子
管理部長を命ずる
委員部議院運営課長事務取扱を解く　（情報監視審査会事務局長）同　藤原　直幸
管理部副部長を命ずる　（委員部調整課長）同　森下伊三夫
委員部副部長を命ずる
委員部調整課長事務取扱を命ずる　（管理部管理課長）同　鎌田　純一
情報監視審査会事務局長を命ずる　（庶務部副部長）同　折茂　建
参議院常任委員会調査員に任ずる
企画調整室次長を命ずる　（委員部第一課長）同　柴崎　敦史
委員部議院運営課長を命ずる　（委員部第二課長）同　橋本　貴義
委員部第一課長を命ずる　（委員部第七課長）同　宇津木真也
委員部第二課長を命ずる　（庶務部広報課長）同　渡邊　啓輝
委員部第七課長を命ずる　（情報監視審査会事務局総務課長）同　松井　新介
管理部管理課長を命ずる
委員部兼務を解く　（庶務部会計課会計主幹）同　小林　孝明
庶務部広報課長を命ずる　（管理部自動車課総務主幹）同　櫻井　真司
情報監視審査会事務局総務課長を命ずる
委員部兼務を命ずる　（委員部第一課調整主幹）同　熊谷　克宏
庶務部会計課勤務を命ずる
庶務部会計課会計主幹を命ずる　参議院参事　田辺真裕子
庶務部文書課総務主幹を命ずる　同　柳沼　充彦
管理部自動車課勤務を命ずる
管理部自動車課総務主幹を命ずる　（事務次長）参議院参事　八鍬　敬嗣
議事部長事務取扱を解く（以上一月一日）

（内閣委員会調査室長）参議院常任委員会専門員　岩波　祐子
願により令和七年十二月三十一日限り常任委員会専門員を免ずる（七年十二月三十一日）

国立国会図書館

辞令

国立国会図書館副館長　山地　康志
願により国立国会図書館副館長を免ずる（七年十二月三十一日）
（総務部長）国立国会図書館参事　木藤　淳子
国立国会図書館副館長に任命する
（調査及び立法考査局海外立法情報調査室付主幹）国立国会図書館調査員　河合　美穂
国立国会図書館専門調査員に任命する
調査及び立法考査局海外立法情報調査室付を命ずる
（調査及び立法考査局長）国立国会図書館専門調査員　松浦　茂
総務部長を命ずる

（収集書誌部長）国立国会図書館司書　竹内　秀樹

国立国会図書館調査員に任命する

調査及び立法考査局長を命ずる

兼ねて国立国会図書館司書に任命する

収集書誌部長兼務を命ずる（以上１月１日）

人事異動

内閣

宮内庁長官に任命する　黒田武一郎

宮内庁長官　西村　泰彦

願に依り本官を免ずる（以上七年十二月二十四日）

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

岡山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県耐火物製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年１月５日

岡山労働局長　森實久美子

第４号中「１時間1,026円」を「１時間1,074円」に改める。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和七年十二月十二日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和八年一月五日

国土交通大臣　金子　恭之

測量及び調査を行った者の名称	申請を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
豊橋市	豊橋市長	豊橋市総合スポーツ公園測量登記等業務で作成した地図及び調査簿	豊橋市神野新田町字ヨノ割の一部
長野県	長野県知事	県営中山間総合整備事業ひのきの里地区野尻工区確定測量図、換地計画書及び調査簿	長野県木曽郡上松町大字小川の一部
長野県	長野県知事	信州高山地区中山間総合整備事業　裏原換地区確定測量図及び調査簿	上高井郡高山村大字高井の一部
宮城県	宮城県知事	岩沼地区第３分区農山漁村地域復興基盤総合整備事業　確定図及び調査簿	宮城県岩沼市早股の一部、寺島の一部
各務原市	各務原市長	地区計画道路（西市場前野６号）整備事業における各務原市那加前野町一丁目地区の地図及び調査簿	岐阜県各務原市那加前野町一丁目の一部
各務原市	各務原市長	地区計画道路（西市場前野４号）整備事業における各務原市那加西市場町六丁目地区の地図及び調査簿	岐阜県各務原市那加西市場町六丁目の一部
平井五丁目駅前地区市街地再開発組合	平井五丁目駅前地区市街地再開発組合理事長	平井五丁目駅前地区第一種市街地再開発事業　実測図及び調査簿	東京都江戸川区平井五丁目65番、66番、67番、68番、69番
四国地方整備局土佐国道事務所	四国地方整備局長	一般国道493号線安倉道路（野根地区）工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	高知県安芸郡東洋町野根の一部
四国地方整備局徳島河川国道事務所	四国地方整備局長	一級河川吉野川水系旧吉野川改修（新喜来堤防）工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	徳島県鳴門市大麻町市場の一部

公告

諸事項

金融商品取引業者の営業所の所在地の確知等にかかる公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第４項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１月５日

関東財務局長（金商）第831号

１．登録番号

２．名称　Ｓｅｌｅｃｔ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社

３．営業所　東京都台東区上野３丁目２－２アイオス秋葉原801

４．上記の業者については、営業所の所在地が確知できないため、当該業者は令和８年２月４日までに関東財務局理財部証券監督第２課あて申し出をされたい。

５．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

関東財務局長　後藤　健二

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙ならびに丙の権利義務全部を承継して存続し、乙ならびに丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月二日
掲載頁　四十五頁（号外第一九八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十日
掲載頁　九十頁（号外第二七〇号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月十五日
掲載頁　五十八頁（号外第二二九号）

令和八年一月五日
東京都板橋区南町二九番二号
（甲）株式会社渡辺通信
代表取締役　渡辺　光政
東京都八王子市宮下町九五八番九号
（乙）株式会社辰川通信
代表取締役　渡辺　光政
東京都八王子市北野町五六二番二号
（丙）株式会社シーン
代表取締役　佃　昌浩

合併公告

左記会社は、令和八年二月二十八日を効力発生日として合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲は会社法第四百四十条に定める計算書類の公告義務のない会社であります。また乙の最終事業年度の決算は確定しておりませんので、貸借対照表の開示状況はございません。

令和八年一月五日
東京都品川区戸越五丁目四番三号アズ品川ビル四階三五号室
（甲）合同会社キャピタルブルー
代表社員　中川　和弘
東京都品川区戸越五丁目四番三号アズ品川ビル四階三五号室
（乙）株式会社オースエッジ
代表取締役　中川　和弘

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲、乙及び丙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二日
掲載頁　八十八頁（号外第一二一号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十八日
掲載頁　一四四頁（号外第一一七号）

令和八年一月五日
東京都港区東新橋二丁目三番一七号
（甲）株式会社Ｊ．フロントプライムス
ペース　代表取締役　森田　幸介
大阪市中央区心斎橋筋一丁目七番一号
（乙）株式会社Ｊ．フロント建装
代表取締役　吉村　穣
東京都渋谷区神泉町八番一六号
（丙）株式会社パルコスペースシステムズ
代表取締役　車田　恭之

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日
大阪府堺市北区金岡町五三八番地五
（甲）医療法人五月会
理事長　香川　芳江
大阪府東大阪市花園本町一丁目一〇番二六号
（乙）医療法人芳明会
理事長　香川　芳江

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年二月二十八日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　六十三頁（号外第一四六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　六十三頁（号外第一四六号）

令和八年一月五日
愛媛県東温市南野田四一八番地四
（甲）株式会社ヒカリ
代表取締役　富田　耕治
愛媛県松山市南吉田町二三七〇番地一
（乙）双葉工業株式会社
代表取締役　富田　耕治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十二日
掲載頁　六十頁（号外第二四九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十二日
掲載頁　六十頁（号外第二四九号）

令和八年一月五日
福岡市博多区那珂六丁目二五番一七号
（甲）サンユニティー株式会社
代表取締役　岩元　孝
福岡市博多区博多駅南四丁目六番二三号
（乙）株式会社サンユニティー
代表取締役　岩元　孝

合併公告

令和七年十二月九日開催の甲の臨時総会並びに令和七年十二月十一日開催の乙の臨時総会において、左記組合は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し、乙は解散することを決議いたしましたので、この決議に対し異議のある債権者は、令和八年二月七日までにお申し出下さい。

なお、左記組合の財産目録及び貸借対照表は当該組合の主たる事務所に備え置いています。

右記、水産業協同組合法第六十九条において準用する同法第五十三条の規定により公告します。

令和八年一月五日

長崎県西彼杵郡時津町浦郷五四二番地一八

（甲）大村湾漁業協同組合

代表理事組合長　松田　孝成

長崎県西海市西彼町八木原郷二〇一七番地三

（乙）西彼町漁業協同組合

代表理事組合長　川添　繁

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のコンビニエンスストア事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.mbm.olc.co.jp

（乙）http://www.bfs.olc.co.jp

令和八年一月五日

千葉県浦安市美浜一丁目九番二号

（甲）株式会社ＭＢＭ

代表取締役　小野里淳一

千葉県浦安市舞浜一番地一

（乙）株式会社ベイフードサービス

代表取締役　矢上　幸司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のゆめマート下関駅事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　四十五頁（号外第一一四号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月五日

北九州市八幡西区中須一丁目一番七号

（甲）株式会社ゆめマート北九州

代表取締役　阿部　睦夫

広島市東区二葉の里三丁目三番一号

（乙）株式会社イズミ

代表取締役　町田　繁樹

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アップルパイ（住所埼玉県志木市幸町一丁目六番五一号）及びＬａｓｔｉｎｇ　Ｐｅａｃｅ　Ｈｏｍｅ株式会社（住所東京都豊島区巣鴨一丁目二四番一二号）に対して、当社の不動産事業に関する権利義務の一部を、それぞれ承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月五日

東京都豊島区目白三丁目五番一三号

有限会社目白興業

代表取締役　松本百合子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目二番二二号長井ビル六〇三　ＪＨＣ合同会社

代表社員　金　英美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

東京都港区南青山四―一七―三三　㈲同㈱社mop

代表社員　北川理紗子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十一日であり、組織変更後の商号は株式会社テラセルとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

東京都中野区東中野五丁目九番一号シャローム東中野五〇八号　合同会社テラセル

代表社員　豊島　孝敏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＴｈＡＮＭとします。

効力発生日は令和八年三月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十二月二十一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

東京都中央区日本橋浜町二丁目一三番九号

合同会社ＴｈＡＮＭ

代表社員　高田　将広

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年一月五日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階　㈲同㈱社better value

代表社員　名生　和史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

大阪市中央区船場中央一―三―二―一〇一船場センタービル二号館一階

合同会社ｎａｊｉｍｉ

代表社員　谷口　和彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

大阪市北区南森町一丁目三番二九号ＭＳＴ南森町六階

ＫＳＫコンサルティング合同会社

代表社員　日下　恵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＣＯＲＥＮＯＶＡ株式会社とします。

効力発生日は令和八年二月十一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年一月五日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

兵庫県伊丹市清水二―三―二七―五

ＣＯＲＥＮＯＶＡ合同会社

代表社員　西塔　佳郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億千六百八十四万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月五日

東京都港区北青山一丁目三番一号

ブルーブルームキャピタル株式会社

代表取締役　米山　剛

資本金の額の減少公告

当社は、業務執行役員の退社に伴う持分払戻しのため、資本金の額を九十万円減少し六十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

東京都江東区有明三丁目七番一一号有明パークビル二〇階二〇一八号室

インハウスハブ合同会社

代表社員　笹川　豪介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十一日

掲載頁　一六七頁（号外第一七五号）

令和八年一月五日

神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町一三四番地

株式会社ブイ・イー・ティー

代表取締役　天日　和仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　一六七頁（号外第一五〇号）

令和八年一月五日

神奈川県秦野市曽屋五〇〇番地

株式会社ＹＤＫテクノロジーズ

代表取締役　日比野隆也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十一億七千五百九十四万八千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月十三日

掲載頁　八十七頁（号外第二十九号）

令和八年一月五日

東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

株式会社アルファコード

代表取締役　小野　佳克

基準日設定につき通知公告

当社は、令和四年三月三十一日に終了した事業年度、令和五年三月三十一日に終了した事業年度及び令和六年三月三十一日に終了した事業年度、令和七年三月三十一日に終了した事業年度に関わる定時株主総会について、令和八年一月二十日を基準日と定め、同日現在の株主名簿上の株主をもって議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年一月五日

千葉県成田市囲護台二―二―二

成田エナジー株式会社

代表取締役　網谷　奈月

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月五日

北海道稚内市港五丁目六番二八号

日東水産株式会社

代表取締役　風無　成一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月五日

神奈川県相模原市中央区宮下一丁目一番一六号

権田金属工業株式会社

代表取締役　権田有紀子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月五日

兵庫県姫路市南駅前町一一〇番地

播信保証株式会社

代表取締役　山口　雅宣

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月五日

島根県松江市古志原五丁目一五番一三号

モリタ工業株式会社

代表取締役　森田　光則

任意清算公告

当法人は、令和七年十二月三十一日をもって解散し、弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング三三階

弁護士法人日本クレアス法律事務所

清算人　向笠　太郎

任意清算公告

当社は、令和七年十二月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

東京都足立区西新井一丁目八番二号

合名会社田口商店

代表社員　**廣**瀬　高子

配当公告

長野県諏訪市大字豊田一四三八番地

破産者　株式会社シーエムツー

右の者に対する長野地方裁判所諏訪支部令和六年（フ）第八十三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一〇七、七七三、八七七円

一、配当することのできる金額

金一八、二七三、四三四円

令和八年一月五日

長野県諏訪市諏訪一丁目五番一二号

破産管財人　弁護士　山田　直哉